

平成 28 年度福島県原子力防災訓練実施概要（案）

1 目的

東日本大震災後に修正を重ねてきた福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び平成 26 年度に策定、改定した「福島県原子力災害広域避難計画」（以下、「県広域避難計画」）等に基づき、本県における国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時に取るべき行動の周知を図ることを目的として実施する。

2 実施日時・予定場所

(1) 訓練実施時期

1 日目：平成 28 年 10 月 14 日（金） 9 時 00 分～17 時 00 分頃
2 日目：平成 28 年 10 月 22 日（土） 8 時 30 分～14 時 00 分頃

(2) 訓練実施場所

1 日目：福島県危機管理センター、福島県檜葉原子力災害対策センター、重点区域市町村ほか関係機関
2 日目：（避難元）広野町、檜葉町（避難先）会津美里町、小野町

3 主催

福島県、広野町、檜葉町

4 訓練参加機関（順不同）

原子力規制庁、内閣府、原子力災害現地対策本部、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、会津美里町、小野町、福島県立医科大学附属病院、福島県医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県診療放射線技師会、日本赤十字社福島県支部、福島県バス協会、陸上自衛隊、海上保安庁福島海上保安部、東日本高速道路株式会社東北支社、福島地方气象台、福島県警察本部、福島市消防本部、郡山地方広域消防組合消防本部、いわき市消防本部、伊達地方消防組合消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、相馬地方広域消防本部、東京電力ホールディングス株式会社、福島県他

5 訓練想定（発災施設：東京電力株式会社福島第二原子力発電所）

- ・ 福島県沖を震源とした地震の発生（2 m 程度の津波の発生）
- ・ 原災法第 15 条の特定事象の発生
- ・ 緊急時モニタリングの結果、広野町及び檜葉町内で $20 \mu\text{Sv/h}$ 超が計測され、概ね 1 日後も同様の数値が計測された。
これらにより、一時移転の指示が発令される。

6 重点訓練項目

- (1) 福島県危機管理センターを利用した災害対策本部設置訓練
- (2) 福島県楡葉原子力災害対策センターを利用した現地対策本部設置運営
- (3) 2 町の参加による住民避難訓練

7 訓練内容

- (1) 1 日目（平成 28 年 10 月 14 日（金））

- (ア) 災害対策本部設置運営訓練

県は福島県危機管理センターに災害対策本部を、重点区域市町村は各庁舎に災害対策本部を設置運営する訓練を行う。各本部と、国及び県の現地対策本部等が設置された楡葉原子力災害対策センター（以下、「オフサイトセンター」という。）をテレビ会議システムで結び、情報の共有化、対策の調整等を行う。

- (イ) オフサイトセンター参集運営訓練

あらかじめ定められた国及び県、市町村のオフサイトセンター要員が参集し、現地事故対策連絡会議等事務局の機能班員となって活動する訓練を行う。

- (ウ) 県原子力現地災害対策本部設置運営訓練

県は、オフサイトセンターに県原子力現地災害対策本部を設置運営する訓練を行う。

- (エ) 緊急時通信連絡訓練

安全確保協定に基づく通報連絡、原災法に基づく第 10 条通報、同法第 15 条通報及び国からの指示文書等の通信連絡訓練を行う。

- (オ) 緊急時モニタリング訓練

緊急時モニタリングセンター（EMC）の設置・運営、緊急時モニタリング実施計画の作成及びモニタリング要員の参集や現地での自動車走行モニタリング訓練等を行う。

- (カ) 広報訓練

関係市町村、警察、消防、事業者等において、防災行政無線、広報車、緊急エリアメール等を使用した住民等への広報訓練（事故の概要、避難指示等）を行う。

- (2) 2 日目（平成 28 年 10 月 22 日（土））

- (ア) 住民避難訓練

- a 広報訓練

県広域避難計画、広野町及び楡葉町各町の避難計画等に基づき、広野町及び楡葉町住民を対象とした広報訓練を行う。

- b 住民避難訓練

県広域避難計画、広野町及び楡葉町避難計画等に基づき、広野町及び楡葉町を対象として、避難ルートの一つである高速道路を使用し、県広域避難計画で定める避難先自治体の一つである小野町（広野町）及び会津美里町（楡葉町）への住民避難訓練を実施する。

c 住民輸送訓練

自家用車での避難が困難な住民に対して、バス、陸上自衛隊車両、ヘリ等を利用し、広野町及び檜葉町避難計画で定める一時集合場所等から避難所までの輸送訓練を行う。

なお、傷病者の発生も想定し、医療中継拠点までの傷病者搬送訓練を行う。

d 避難所及び避難中継所設置運営訓練

県広域避難計画で定める広野町の避難先自治体の一つである小野町、また、同様に定める檜葉町の避難先自治体である会津美里町において、避難所及び避難中継所を開設し、避難所への割り振り及び避難者受け入れ訓練を行う。

(イ) 緊急被ばく医療活動訓練

a 避難退域時検査（スクリーニング）訓練

避難退域時検査（スクリーニング）場所を設置し、避難者の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染を行う。併せて、車両用ゲート型モニタ等を使用した車両の検査及び簡易除染についても行う。

b 医療中継拠点設置運営訓練

避難に際して、傷病者等へ対応するため、医療中継拠点の設置運営訓練を行うとともに、症状に応じた搬送訓練を行う。

8 訓練の中止

- (1) 訓練前（訓練当日）及び訓練中に浜通り及び訓練実施地域に警報が発令されたとき（海上の警報を除く）。
- (2) 訓練前（訓練当日）及び訓練中に県内に震度4以上の地震が発生し、被害が確認され、その対策を要するとき。
- (3) 訓練前（訓練当日）及び訓練中に県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (4) その他、主催者が中止とすることが適当と判断したとき。
- (5) 訓練中止の場合、1日目については、訓練当日にFAXで関係機関に連絡することとし、2日目については、訓練当日の朝6時30分までに福島県ホームページに掲載する。

9 訓練実施の中断

- (1) 訓練の実施中に事故が発生し、主催者が訓練継続困難と判断したとき。
- (2) 県内に津波注意報が発令され、主催者が訓練継続困難と判断したとき。
- (3) その他、主催者が中心に関係機関で協議のうえ、中断することが適当と判断したとき。